

だいたい
A4ペライチで わかる!
著作権 ざっくり図解

コレが「著作権」だ!!

作品(著作物)が生まれた瞬間、2つセットで自然発生する。申請・登録・届出などは不要!

著作権(財産権)



お金にまつわる権利

作った瞬間に
自然発生し

作品の
利用され方を

自分で
決められる



- ・前提として、**文化の発展が目的!**
- ・何かを作った人が、**不利益**を被るような使い方を**他人にさせない**ようにできる。トラブルがあったら、「やめて!」「賠償して!」「罰して!」と言える。(差止請求/損害賠償/刑事罰)
- ・↑できればこんな風にモメないよう、**予め取り決めておきましょうね!**という制度。

特に、**広告デザイン**で重要になる「著作権カンケイの言葉」

- ・**著作隣接権**…著作物の「伝達」に関する権利
- ・**複製権**…コピーする権利(手書き・模写も含む)
- ・**譲渡権**…複製を販売できる権利
- ・**商用ライセンス**…営利目的での利用はダメ!
- ・**ライセンスフリー**…許諾や利用料ナンで自由に使える

- ・**デザイン制作費/データ渡し代**
クライアントから制作費をもらって広告物をデザインした場合、「データや著作権は誰のものか」トラブルになりやすい。基本的に、著作権は「実際に作った人(または会社など)」のもの。その上で、どこまで費用請求し、利用方法をどこまで許諾するか、必ず事前に取り決めておきましょう!
- ・**肖像権/パブリシティ権/撮影許可**

著作権とは直接関係ないけど要チェック!

★**広告デザイン制作時には、これらの項目を必ず確認しましょう!**

「著作物」とは?

(著作権法 第2条 第1項 第1号 より)

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう

- ・**言語** ・**建築** ・**写真**
- ・**音楽** ・**図形** ・**ダンスの振付**
- ・**美術** ・**動画** ・**プログラム** …etc

「著作物ではない」ものの例は?

- ・**アイデア・ラフスケッチの段階** ※完成度が高いものは例外となる可能性も
- ・**短すぎる単語や文章(タイトル、見出し、キャラクター名等)**
※ただし、既存作品と似たタイトルや設定を使ったりすると別の法律に引っかかったり、法的に問題がなくても、印象が悪くなって社会的に良くない事態を招く可能性がある!
- ・**単なる事実やデータの羅列**
※実験や調査結果等のデータや、リストや、単純な図表は「著作物」ではない。つまりこれらは(著作権法上では)誰でも自由に引用できる。ただし、それらが創意性をもって表現されたものは、独創的な著作物と認められる場合がある。

著作者人格権



名誉や人格を守る権利

著作物を作った人を
著作者と呼ぶ

著作者だけの
3つの権利

他人に
売ったり譲ったり
できない



1 公表権

著作物を公表するかどうか、またはその方法を決められる

これは自信作だから発表する!

これは公表したくない...

2 氏名表示権

著作物の公表時に、著作者の名前を表示するか決められる(実名・ペンネームどちらでも可)

これは私●●が作りました!

3 同一性保持権

著作物を他人に無断で**改変**されない

勝手に改変しないでね

著作者には**3つの権利**がある!

注意

著作者人格権は「**著作者だけが持つ、他人に渡すことができない(放棄・譲渡・売却できない)**」権利です。つまり、自分(or 自社)の著作物は、自主的に作ったものはもちろん、クライアントからの発注案件でも基本的に**自由に公表・作者名表示・改変禁止してよい**のです。(※あくまで「著作権法上では」です。「著作隣接権」もありますし、誰かと関わって作品を仕上げた場合は、関係者に確認を取りましょう)ただし、契約時に「**著作者人格権を行使しない**」という項目があると、これらの**権利が使えなくなります**。

著作物と認められない	著作物と認められる
シンプル(一般的)な表やグラフ	色分けやイラスト等でわかりやすく表現したもの
白地図(地形や道路をパスでなぞっただけの状態)	見やすく表現した地図やイラストマップ
ハローページ(単純な50音順)	タウンページ(分類方法が特殊だから)
データそのもの	検索しやすく構築されたデータベース